

随意契約理由書

|         |   |                  |
|---------|---|------------------|
| 件名      | 本庁舎ガス吸収式冷温水機保守点検業務  |                  |
| 契約の相手方  | 川重冷熱工業株式会社 神戸支店   |                  |
| 根拠法令    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |                  |
| 随意契約の理由 | <p>当該機器は、本庁舎空調用冷温水を製造している熱源機器であり、庁舎空調管理に必要不可欠な設備である。</p> <p>適正な空調管理のために、本業務を行い、当該機器の故障保全につとめるものである。</p> <p>本機器は上記業者が独自の規格をもって製造しており、本機器の機能及び構造の詳細については上記業者のみが所有しているため、機器調整は他業者では出来ない。よって本業務は上記業者以外では出来ない。</p> <p>以上の理由により、上記業者との随意契約を行うものである。</p> |                  |
|         | 行財政局庁舎管理課庁舎管理係  | (電話番号 322-5067 ) |